

平成21年12月  
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成21年12月9日

○出席議員 17人

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 土屋 元 君     | 2番 忍 足 邦 昭 君  | 3番 根 本 讓 君    |
| 4番 岩 瀬 洋 男 君  | 5番 中 村 一 夫 君  | 6番 刈 込 欣 一 君  |
| 7番 岩 瀬 義 信 君  | 8番 寺 尾 重 雄 君  | 9番 渡 辺 玄 正 君  |
| 10番 児 安 利 之 君 | 11番 高 橋 秀 男 君 | 12番 板 橋 甫 君   |
| 13番 丸 昭 君     | 14番 八 代 一 雄 君 | 15番 水 野 正 美 君 |
| 16番 伊 丹 富 夫 君 | 17番 黒 川 民 雄 君 |               |

○欠席議員 1人

18番 末 吉 定 夫 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 市 長 藤 平 輝 夫 君         | 副 市 長 杉 本 栄 君         |
| 教 育 長 松 本 昭 男 君       | 総 務 課 長 岩 瀬 章 君       |
| 企 画 課 長 滝 本 幸 三 君     | 財 政 課 長 藤 江 信 義 君     |
| 税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君     | 市 民 課 長 関 利 幸 君       |
| 介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君   | 環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君   |
|                       | 兼清掃センター所長             |
| 都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君 | 農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君   |
| 観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君 | 福 祉 課 長 田 原 彰 君       |
| 水 道 課 長 藤 平 光 雄 君     | 会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君     |
| 教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君     | 社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君 |

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君 | 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君 |
|-------------------|-------------------|

---

議 事 日 程

議事日程第2号  
第1 一般質問

---

## 開 議

平成21年12月9日（水） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 一 般 質 問

○議長（高橋秀男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、水野正美議員の登壇を許します。水野正美議員。

[15番 水野正美君登壇]

○15番（水野正美君） 私は、さきに通告いたしました順序に従って質問いたします。

最初に、財政問題についてであります。本年8月30日の衆議院選挙で大勝した民主党を中心とする3党連立内閣が9月10日、発足しました。そして自公政権下で行った平成21年度第1次補正の見直しを行い、今、平成22年度の予算編成に向けて、行政刷新会議による無駄を洗い出すためと称する概算要求の事業仕分けが行われました。その中には、国土交通省が求めた1,698億円のまちづくり関連5事業も含まれており、この事業を地方自治体が民間の判断にゆだねるべきとして、地方などへの移管を求めたほか、地方交付税の抜本の見直しを求めることになったという報道などもあります。

ほかにも、行政刷新会議の事業仕分けは、地方自治体にとって見過ごせない問題もあるようであります。もちろん、この行政刷新会議の結論は、国家戦略局の議論を経て新年度の予算編成となるようではありますが、それにしても、こうした事業仕分けの動向については、地方自治体への影響が危惧されるところであります。

ところで、勝浦市は、9月議会で平成21年度一般会計について、総額5億4,728万円という近來にない大型補正となりました。その重要な要因をなすものは、麻生内閣による平成21年度第1次補正予算に基づく補助事業費で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、いわゆる経済対策交付金事業が27事業、事業費1億9,735万円と、地域活性化・公共投資臨時交付金による3事業、事業費総額1億1,120万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金4事業、事業費総額2,020万円となっております。

鳩山3党連立政権は、発足後、直ちに来年度予算の財源を確保するために、麻生自公連立政権による第1次補正予算の一部凍結、見直し作業に着手しました。そして、今、平成22年度予算策定に向けて、先ほど申し上げましたように、行政刷新会議による事業仕分け作業が終了いたしましたして、12月末には国の地方財政方針が示されることになろうと思われま。

そこで質問いたしますが、1つには9月補正で予算化された国の補助事業、1として、地域

活性化・経済危機対策の27事業、2として、地域活性化・公共事業の3事業、3として、緊急雇用創出4事業がありますが、これに対する国の見直し作業の影響はどうなっているのか。この計画の執行状況はどうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。

2つには、勝浦市の来年度予算についてであります。従前は、12月に入ると、来年度予算編成に当たって国からガイドラインが示されますが、今回は政権交代の影響で大分遅れているようであります。現時点で国の平成22年度地方財政方針はどのようになっているのか。現状並びに今後の見通しについて説明を求めるとともに、勝浦市としては平成22年度予算策定作業を今後どのように進める考えか、説明を求めるものであります。

3つには、まちづくり交付金についてであります。既にまちづくり交付金事業として認可を受けて事業展開している自治体の場合と、勝浦市のように、これから国の認可を受けて事業を始めようとする自治体とは、当然扱いが変わってくるのではないかと危惧されますが、この点について市長はどのようにお考えか。また、まちづくり交付金事業を活用できなかった場合の対応策をどのように考えているのか、市長の見解を求めるものであります。

次に、閉校となった小学校跡地の有効活用について質問いたします。今年の3月をもって行川小学校が閉校となり、興津小学校に統合されました。これに先立って、平成15年には新戸小学校が勝浦小学校に統合され、昨年は荒川小学校及び名木小学校が上野小学校へ統合となりました。幾世代にもわたる学舎として地域の人々に親しまれ、支えられてきた小学校だけに、何らかの形で地域のために役立ってもらいたいという思いは強いものがあると思われまふ。私自身、何校かの閉校式に参加させていただき、このことを実感いたしております。

今、勝浦市では、藤平市長が策定した総合計画も残すところ1年余り。新たに総合計画策定期を迎えております。私は地域の人々の期待を受けとめて、閉校となった学校跡地の有効活用について、新総合計画の中でしかるべき位置づけをしていくことは重要だと考えるものであります。

そこで質問いたしますが、1点目は、閉校となった小学校跡地の有効活用についての市長の見解であります。旧荒川小学校跡地活用策については賛否両論あるとしても、市としては勝浦警察署移転に伴い、市営テニスコートの移転地とするとのことですが、ほかに同校のグラウンド跡地、いわゆる長谷川グラウンド、名木小学校、行川小学校、新戸小学校、それぞれの跡地の有効活用について、構想があれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

2点目は、それぞれの跡地の所有権についてであります。市の直営施設として活用するにせよ、福祉施設、その他事業所を誘致するにせよ、土地の所有権が第一のネックになります。それぞれの学校跡地の地権者は、どのようになっているのか。現在は、勝浦市が地権者であったとしても、所有権の移転によるものであれば、市の所有となった経過について、また、それに付随する約束事があれば、その内容についてご説明をいただきたいと思ひます。

3点目であります。名木小学校跡地については、平成24年3月31日までに境界確認作業、グラウンド等の耕起、校舎の解体設計及び工事並びに所有権移転登記等を完了し返還するという確認書が取り交わされていると聞いております。

そこで質問であります。この確認書を交わした経緯と今後の対応について、説明を求めるとともに、なお、名木小学校跡地を構成する他の地番についても、現在の状況、並びに確認書やこれに類する覚書等があれば、その内容、及びそのような文書を取り交わした経緯に

ついて明らかにするとともに、今後の対応について市長の見解を求めるものであります。

次に、松部地先の法定外公共物、いわゆる赤線・青線の管理に関する問題であります。平成19年7月議会において、一般会計補正予算に31万5,000円の弁護士報償費が計上されました。これは、市が市民の財産である法定外公共物、いわゆる赤線・青線の適切な管理を怠り、それによって多大な迷惑をこうむったとして住民が市長を相手取り、損害賠償請求訴訟を起こしたことに対応するための弁護士費用を計上したものであります。

市長が告訴されるに至った経緯については、この議会における私の質問の中で詳細に展開しておりますので、ここでは概要についてだけ申し上げたいと思います。

本件問題は、一部市民による道路占有によって通行が阻害されているとして、平成15年10月31日に法定外公共物の適切な管理を求め、住民監査請求がありました。同年12月25日、監査委員は、監査請求者の主張を全面的に認める監査委員勧告を提出しました。その後、市は、2度におわり200万円余りの予算を投入して境界確定のための調査を行い、この間、関係住民の説得に努めましたが、同意を得るに至らず、平成16年に法務省に設置された筆界特定制度を活用し、その結果によっては裁判による解決も視野に入れて対処する考えを述べてきました。

平成20年12月には、筆界特定登記官から、本件筆界に対する判断を示した筆界特定書が発出されたと聞いております。また、平成21年2月には、市民からの市長に対する損害賠償請求訴訟について、原告の請求を却下する判決が下ったと聞いております。

筆界特定書が発出されてから11カ月余り経過していますが、本件問題解決のための取り組みが全く見えておりません。法定外公共物占有問題としての本件問題に対する市側の打つべつ手段は、ほとんどやり尽くした。あとはこのまま放置するのか、今後どうするのが問われていると思われまふ。

また、市長に対する損害賠償請求訴訟が勝訴したからといって、今までの市の対応の正当性が立証されたわけではなく、ましてや現在の法定外公共物の占有状況を裁判所が認めたわけでもありません。

そこで何点か質問いたします。第1に、筆界特定書の内容はどのようなものであったのか、説明を求めるとともに、これをどのように受けとめているのか、市長の見解を求めるとあります。

第2に、筆界特定書を受けてから今日まで、本件問題に対する取り組みをどのように行ってきたのか、具体的にご説明をいただきたいと思ひます。

第3に、市民から提訴された損害賠償請求訴訟判決の内容について説明を求めるとともに、この判決をどのように受けとめているのか、市長の見解を求めるとあります。

第4に、こうした事実経過の上に立って、今後、勝浦市としては本件問題についてどのように対処する考えか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、財政問題についてお答えいたします。

1点目の国の平成21年度第1次補正予算の見直しによる本市9月補正予算関連事業に対する

影響について、申し上げます。

国の平成21年度1次補正予算の見直し結果につきましては、10月16日に第1次補正予算の総額14兆6,987億円のうち356事業、2兆9,259億円の執行を停止することが閣議決定されました。この356事業に及ぶ執行停止事業リストには、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、以下、通称名である経済対策交付金と称させていただきますが、この執行停止事業リストに記載されておらず、また、地域活性化・公共投資臨時交付金、以下、通称名である公共投資交付金と称させていただきますが、執行停止事業リストに記載されておりませんが、総額1兆3,790億円のうち、地方高速道路の車線拡幅事業の地方負担分890億円が提出されたのみでありました。

また、緊急雇用創出事業基金についても、執行停止事業リストに記載されておりませんでした。

次に、このような状況を踏まえた執行状況であります。経済対策交付金事業につきましては、27事業を9月補正予算と一部6月補正予算に計上し、総事業費は1億9,949万1,000円であり、12月3日現在の執行額は8,283万3,552円で、設計業務委託中の事業が4事業あり、本体工事の執行までに至っていないことが主な要因であります。執行率は41.5%であります。

また、公共投資交付金関連事業として、市道4路線の舗装修繕工事費8,200万円、市営住宅みなと団地外壁改修工事費追加分920万円、及び勝浦東部漁港川津地区の水域環境保全創造事業追加分2,000万円、合計1億1,120万円を計上いたしましたが、このうち市道4路線の舗装修繕工事は既に6月18日付で国土交通省より補助金交付決定通知書を受領しておりましたが、国の第1次補正予算見直し作業の推移を見守るため執行を停止しておりましたが、執行停止事業リストに記載されていないことから、11月18日に入札を実施し、事業着手いたしました。

市営住宅みなと団地外壁改修工事追加分につきましては、10月13日付で国土交通省よりの情報を受け、千葉県住宅課より国の第1次補正予算の見直しによる事業凍結がない旨、通知文を受領いたしましたので、準備が整い次第、事業を執行する予定となっております。

勝浦東部漁港川津地区の水域環境保全創造事業につきましては、10月5日付で農林水産省より補助金交付決定に係る通知があり、現在、本体工事に向けて調査業務を実施中であります。公共投資臨時交付金は、事業費より国庫補助金等を差し引いた市町村負担分の約90%程度を公共投資臨時交付金として交付する制度であります。前提である国庫補助金等の交付決定事務が国の第1次補正予算見直し作業のため大幅に遅れ、そのため公共投資臨時交付金に関する事務も遅れている状況にあることから、各市町村の要望を受け、県より内閣府に早急な事務処理について要望書を提出したところであります。

また、国から県への基金をもとにした千葉県緊急雇用創出事業臨時特例事業補助金に係る4事業の合計事業費2,024万円につきましては、10月22日付で知事より交付決定通知がありましたので、2事業につきましては事業着手しており、残る2事業については、事業着手に向けて事務を進めておるところであります。

2点目の勝浦市の新年度予算編成作業の状況であります。8月末に各省庁の平成22年度の概算要求がなされましたが、ご承知のとおり、9月16日発足した鳩山内閣は、この概算要求を白紙とし、行政刷新会議により平成22年度予算の約3,000事業のうち447事業を廃止、予算計上見送り、整理・削減、地方移管、基金の国庫返納などに分類する事業仕分けを実施することとし、11月27日、ワーキンググループによる仕分け作業を完了し、11月30日開催の行政刷新会議

で事業仕分け作業の結果を十分尊重した予算編成指針を策定することが決定されました。

この事業仕分けにより、本市の平成22年度予算編成上、特に影響が大きい地方交付税について、政策誘導は行うべきでなく、抜本的に見直すこと。また、まちづくり交付金を含むまちづくり関連事業については、国の関与は不要であり、地方に移管することとされました。

この影響については、そもそも行政刷新会議は、法的な強制力はないものの、行政刷新会議が策定した予算編成指針を踏まえた財務省の予算査定及び各省庁との今後の折衝、調整がどのようになるのか現時点では不明であります。12月30日に平成22年度予算案の閣議決定が予定されておりますので、その内容と影響を十分精査し、本市の平成22年度当初予算を編成する必要があると考えます。

また、国の平成22年度地方財政方針についてであります。昨年度の予算編成作業時では、平成20年12月18日に平成21年度地方財政対策の概要として通知され、地方交付税の総額等について、あくまで概算ではありますが、示され、平成21年1月下旬には地方財政計画の詳細が示されました。

本年度も同時期に示されるものと考えますが、昨年度とは予算編成作業そのものが異なることから、現時点では不明であります。いずれにしても、地方交付税及びまちづくり交付金の動向に絶えず注意を払いながら、平行して勝浦市の新年度予算編成作業を進めざるを得ない状況であります。

次に、このまちづくり交付金は、今後どのようなようになるのか。とりわけ、これから申請しようとする自治体に対する方針はどのようなものかとのご質問でございますが、ご承知のように、11月12日に行われたまちづくり交付金を含むまちづくり関連事業の事業仕分けにおきましては、実施は地方自治体や民間の判断にゆだねるべきであると判定され、地方移管となったところであります。

その後、具体的に財源も含め、どのような取り扱いになるのか、情報収集に努めてまいりましたが、国土交通省からの説明も事業仕分けの結果が出された時点から現在まで、状況は変わらず、何一つわからないということでもあります。

国土交通省としては、本制度については来年度から廃止されるとは全く想定しておらず、地方自治体においても継続されるものとして準備をしていただきたいとのことでありますので、今後も情報収集に努めるとともに、計画どおり進めてまいりたいと考えております。

次に、現在、建設計画を進めております（仮称）勝浦市市民文化会館につきましては、施設の耐震問題、防災設備等の安全性に関する諸問題を重く受けとめ、早急に改修を図るべく、平成19年度に勝浦市（仮称）市民文化会館建設等審議会、平成20年度には（仮称）勝浦市市民文化会館建設検討委員会を設置して、改修、新築に向けた検討がなされ、可能な限り早期に建設を完了させるようにとの報告をいただきました。

したがって、仮にまちづくり交付金が適用にならなかった場合におきましても、この報告の内容を最大限に尊重し、今後も市民が懇願しております（仮称）勝浦市市民文化会館の建設を進めてまいりたいと考えます。

次に、閉校となった小学校跡地の有効活用についてであります。第1点目の閉校された小学校跡地の有効活用についてであります。議員ご指摘のとおり、旧荒川小学校跡地につきましては、市営テニスコートの建設予定地として利用する方向であります。

次に、長谷川グラウンドであります。現在も少年サッカーチームが年間を通して利用しており、今後についてもサッカー等、多目的にスポーツ活動を行うことができる場所として活用していきたいと考えます。

旧行川小学校につきましては、郷土資料館的な施設として整備していく方向で考えおりますが、本年度ビッグひな祭りの会場として決定していること、また今後、(仮称)勝浦市市民文化会館の建設までの期間、同会場として使用される可能性があることから、郷土資料館的な施設としての整備につきましては、ビッグひな祭り等の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

旧名木小学校跡地につきましては、旧学校用地の一部について用途を廃止したときは、無償で子孫に返還する旨の協定書等があることから、跡地利用については、現在白紙の状態です。

旧新戸小学校跡地につきましても、現在、跡地利用について、特に計画はありません。次期総合計画の中で、その活用について考えてまいりたいと思います。

次に、2点目のそれぞれの土地の地権者及び付随する約束事等についてお答えをいたします。

旧荒川小学校跡地につきましては、地権者が2名であり、市が地権者から土地を購入等する方向で協議が整っております。なお、跡地の中に10人名義の墓地があり、これにつきましては現在の墓地の管理者を立ち会い者として、墓地の代表者と無償で借り受ける旨の土地使用貸借契約書を取り交わしております。なお、今後、当該墓地の相続者とそれぞれ協議してまいりたいと考えております。

長谷川グラウンドにつきましては、昭和32年5月に地権者から当時の勝浦町に寄附があり、現在、市有財産として所有、管理をいたしております。

旧行川小学校跡地につきましては、明治40年から昭和9年の間に学校用地としてすべて取得し、現在市が所有し、管理をいたしております。

旧新戸小学校跡地につきましては、明治44年から昭和36年の間に学校用地としてすべて所得し、市有財産として所有し、管理をいたしております。

なお、3件とも附帯条件等はございません。

次に、旧名木小学校跡地の現在の地権者は、市及び地権者1名であります。その他に学校の用途を廃止した場合、返還するという確認書を取り交わしている元地権者がおります。

次に、3点目ですが、議員ご指摘のとおり、旧名木小学校跡地の一部について、平成24年3月31日までに境界確認作業、グラウンド等の耕起、校舎の解体設計及び工事、並びに所有権移転登記を完了させ、返還するものとするという確認書が取り交わされております。この確認書を取り交わした経緯につきましては、学校閉校後、確認書を取り交わした名木字紅葉97番地の1及び89番地の11の一部の元地権者には、その土地をすぐに返還すべきでありましたが、名木地区の文化の中心であった名木小学校のかわりに他の公用等の施設ができないかという願いがあったこと、校舎解体等の予算的な措置の問題等から、平成20年3月に当該土地について同確認書を取り交わした次第でございます。

次に、旧名木小学校跡地を構成する地番ごとに、確認書等の内容及び経緯について申し上げます。

まず、名木字紅葉97番地の1につきましては、名木小学校が現在の場所に移転してきた大正3年に上野村長と当時の地権者との間で取り交わされた土地所有権贈与之証というものがあり

ます。これは地権者が上野村に学校用地として土地を贈与する内容のものであり、学校の用途を廃止した場合、本人または子孫に返還するという条件が付されております。

次に、名木字紅葉89番地の11、当時、89番地の1の一部と表記されていた土地であります。この土地につきましては、昭和33年の学校拡張の際、当時の地権者が学校用地として寄附されましたが、平成7年3月に地権者の死亡により、相続人から平成9年3月、市に対して被相続人の意志を継いで寄附申請があり、市はこれを受けて所有権移転登記を行ったところであります。

また、相続人と勝浦市との間で勝浦市立名木小学校学校用地寄附に関する協定書を平成9年3月28日に取り交わしました。この協定書の3条には、相続人が市に当該土地を寄附し、学校用地としての用途を廃止したときは、相続人に無償で返還するという内容のものがあります。

なお、この土地の一部については、昨年7月に地権者と勝浦市の間で取り交わされた土地売買契約書及び支出命令書等が判明されたところであります。これは、昭和33年12月に取り交わし、この土地の一部、340坪の購入代金の支払いを証明する支出命令書、領収証であります。

そこで、教育委員会としては、購入した部分については市のものとして相続人と協議し、結果、相続人もこれを認めたところであります。

今後、従前の協定書及び確認書の変更及び一連の登記を行い、市が所有することになる土地以外について、元地権者の子孫に返還する手続を行ってまいりたいと考えております。

次に、名木字紅葉89番地の2についてであります。これも昭和33年の学校拡張の際、当時の地権者が学校用地として土地の一部を無償で貸与してくれましたが、登記もくしは使用貸借契約を結ばないままであります。なお、この土地につきましても、昨年7月に地権者と勝浦市の間で取り交わされた土地売買契約書等が判明されました。これも昭和33年12月に取り交わされたもので、土地売買契約書及び支出命令書であります。

そこで、教育委員会といたしましては、地権者と協議を重ね、市のものとして認めていただきました。今後、前段者と同様、所定の手続を行っていきたいと考えております。

次に、旧名木小学校跡地に関連した協定書がありますので、これについて申し上げます。これは平成17年9月30日付の協定書であります。名木小学校の通学路として使用していた名木字紅葉100番地と同101番地の境界に敷設されており、側溝を含んで通学路として利用されていた部分についてのものであります。

これは、通学路としての用途を廃止したときは、アスファルト及びU字溝を撤去し、宅地として供せられる状態で、100番地側から180センチメートルの部分と同番地の地権者に、残りの部分を101番地の地権者に返還するという内容のものでございます。これについては、その後の教育委員会との協議で、旧名木小学校跡地利用と関連して対応していくようになっております。

最後に、平成20年3月に取り交わした確認書中、「ただし、公用等の施設の誘致及び利用計画等が策定された場合は再度協議する。」という内容が含まれておりますので、もしそのような話があった場合、元地権者の子孫に協議していきたいと考えております。

また、他の関係者についても、このことに関連して適切に処理してまいりたいと考えております。

次に、法定外公共物の適正管理に関する問題であります。1点目の筆界特定書の内容はどのようなものであったのかとのことではあります。ご質問の市道見長台西ノ谷線の道路及び水

路用地の問題に関しましては、平成15年4月1日より市の所有管理となりましたが、以前から境界に対する問題が生じていたことから、現地調査測量や境界立ち会いを行い、その問題解決に努めたところではありますが、地権者の主張する境界の位置に大きな相違があり、当事者間での合意は困難な状況であったため、平成18年8月23日付で千葉地方法務局に筆界特定申請書を提出し、平成20年12月25日付で千葉地方法務局筆界特定登記官により不動産登記法第14条第1項の規定による筆界特定書の写しの交付がありました。

筆界特定官により特定されました筆界特定書の内容につきましては、申請人である勝浦市を初め、対象土地所有者の主張のもとに、現在の公図及び対象土地に関する地積測量図等により対象となる点を特定したものであります。

また、特定されました道路、水路の幅員につきましては、公図では5メートル程度と推測されるものの、本件筆界周辺の道路幅員は公図上の道路幅員に対する現況幅員の割合が60.6%ないし87.8%であり、平均すると75.4%となり、この割合を本件筆界の道路ないし水路の合計幅員に当てはめると、関係人の主張ともほぼ一致するとのことから、これを採用したとのことであります。

このため、筆界特定により示された境界により、道路、水路の幅員は国道に接する地点で幅3.54メートル、その先5メートル付近で3.17メートル、さらに5メートル先で5メートルほどの幅員が示されました。

この特定によりまして、国道から見た右側の建物の一部及び左側建物の一部が道路、水路部分にかかっているとのことであります。

次に、市は、これをどのように受けとめているかとのことではありますが、筆界特定制度に基づく決定であることから重く受けとめるとともに、対象土地の所有者にはこの特定をもとに説明を行い、理解を求めてまいりたいと考えます。

2点目の筆界特定を受けてから今日まで、本件土地に対する取り組みをどのように行ってきたのか、具体的に説明をとのことではありますが、平成20年12月25日に特定書の交付を受け、平成21年1月に関係者に対し説明を行い、その後、2月1日、9日に再度意見を伺うとともに、市としての考え方を説明し、13日に進入路整備の説明、4月9日、30日にそれぞれ関係者に再度、説明と筆界特定に対する考え方等を聴取するとともに、境界確定への理解を求めたところでもあります。

さらに、市顧問弁護士にも現在の状況での対応を伺い、6月17日には道路としての利用に係る支障の状況とその解決策について関係者と協議するとともに、さらに境界についての理解を求めたところでもあります。

その後、9月3日には、これまでの説明では納得のできない関係者に対し、筆界特定の資料をもとにさらなる説明を行い、理解を求めましたが、しばらくの間考える時間を欲しいとのことから、年度内に話し合いを行うということで現在に至っております。

3点目の市民から提訴されていた損害賠償請求訴訟判決の内容についてでございますが、この裁判については、平成19年5月28日に訴状が提出され、以降9回の口頭弁論を経て、平成21年2月6日に判決の言い渡しがあり、平成21年2月24日に確定をいたしました。

判決文は、主文として、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とするとの内容であります。

判決文の中の判断では、1、国家賠償法第2条第1項の責任の請求についてとして、原告は、本件道路及び水路について、国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理に瑕疵があるため、損害をこうむっている旨を主張して慰謝料の請求を行っている。

そこで、この点について検討するに、国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることを言い、損害賠償請求をなし得るのは営造物が通常あるべき安全性を欠いていることによって、原告が損害をこうむった場合であると解されると判断されております。

本件において、これを見るに、現況の道路状況部分が狭隘化していることは認めるものの、原告が現実にかうむっている主たる不利益は、道路状部分が物理的に狭いためのものであり、また、日常生活上の不便ないし支障は、本件道路部分や本件水路部分の安全性の欠如という面に起因する損害であるとは言いがたい。

そのほか緊急時における不安、恐怖についての主張は、そのような漠然とした不安感情によって直ちに慰謝料請求を命じ得る損害が生じているとは評価できないため、国家賠償法第2条第1項の請求理由はないとされております。

2といたしまして、国家賠償法第1条第1項の請求について、原告は、本件道路部分及び本件水路部分につき、道路としての機能が損なわれ、交通が阻害されている状況を放置してきた不作為行為があり、これを違法であるとしているが、被告は各隣接地との本件道路部分や水路部分との境界が明確でないため、隣接所有者への明け渡しを特定できないことから、現地測量、航空写真撮影、業務委託による境界確定作業、隣地土地所有者らの立ち会いによる境界確認を行ったが、合意が得られず、境界の確定に至らなく、千葉地方法務局に対し筆界特定申請を行い、経過が認められ、本件道路、水路部分に生じている狭隘状態の改善に向けた措置を行っており、こうした被告による対処の経緯について、格別、国家賠償法上、違法と評価される点は見受けられない。よって、国家賠償法第1条第1項の請求に理由がないとのことであり、原告の請求は理由がないから、これを棄却し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第61条を適用して、主文のとおり判決するとされております。

また、この判決をどのように受けとめるかとのことではありますが、本裁判において、本件道路、水路を市が管理することとなった以降、その狭隘状態の改善のために行ってきたことについて認めていただきましたが、市民の方が市の行う行為によって不利益を生ずることがあってはならないのは当然のことです。

4点目の今後、勝浦市として本件問題についてどのように対処するかのご質問でございますが、既に相当長い間、この問題を解決するためにいろいろと手を尽くしてまいりましたが、関係者間での合意には至っておりません。筆界特定制度による筆界が示されておりますので、引き続き理解を得るために話し合いを基本に対応してまいりたいと考えております。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありません。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 大変詳細なご答弁いただきまして、よくわかりました。言っていることがわかったということで、納得したわけではございません。

1点目の、9月補正で行われた事業については、ほとんど目鼻がついて執行できる、こういう答弁でしたので、まだ執行率は100%でないですね。41.5%ですか。だけど、先の見通しがも

うあるんだと。とめられてはいませんよということですから、100%達成できるだろうという行政側の判断については理解をするところであります。ぜひ、これはそのとおりに執行していただきたいと思います。

刷新会議による作業、これがどのように平成22年度の予算編成の中で生かされていくのかという地方財政計画がいまだに示されていない。私、この原稿を書いた時点は、もう本会議のころには、幾ら何でも、政権とったんだから、何とかそのくらいやらなかったから、地方がみんな悲鳴上げるんじゃないかと。何もしないで年を越しちゃう。来年になって松が明けたら、いきなりばかばかばと出てきたというような状況では、地方行政というのは回らないんじゃないか。だから、一定程度のしかるべきレクチャーがあってしかるべきだというふうに考えて質問したんですが、聞くところによると、何もない。わからないですね。わからなければしょうがないので、それはわからないよというんでしたら、わからないで結構です。やむを得ません。

ただ、私たちはまちづくり交付金で今、事業を始めようとしているんですね。この点については、市長の第1回目の答弁で、情報収集に努力してきたが、状況は全然変わらず、何一つわからないんだというご答弁で、国交省なんかは来年度廃止は全く考えていない、準備を進めろ。だから、計画どおり進めます、こういうふうな答弁。それでいいんだけど、だめになったらどうするんだということを全然考えていないのかということ、その辺のことをお尋ねしたいんです。

まちづくり交付金、大変問題のある事業になってますね。11月26日に全員協議会が開催されてまして、市民文化会館建設を中心とする市のまちづくり交付金事業、都市再生整備計画事業13事業について説明がありました。

それによると、文化会館関係と公民館解体事業、これで14億7,650万円、そのほかに附帯事業と言っちゃおかしいけれども、まちづくり交付金事業として認定してもらうためのもろもろの事業が加わった。観光道路整備事業が4件、3,600万円、道路側溝排水整備事業2件で760万円、朝市サミットや朝市整備事業含めて朝市関係事業2件で6,267万3,000円、観光関係事業2件で1,516万1,000円、案内板や植村記念公園の整理、ワークショップ関係1件で100万円。この総事業費は15億9,893万7,000円です。このうち文化会館、公民館が14億7,650万円で92.34%、残りの事業は、総事業費で1億2,243万4,000円、7.66%、これは私が計算した数字ですが、これ、みんな勝浦市にとっては非常に大事な事業だと思うんですね。だけど、何はさて置いてもやらなきゃいけない事業なのかとなると、これはまた別の角度からの検討、事業仕分けが必要じゃないか、このように思われるんです。

市長答弁は、まちづくり交付金がだめになっても、これは大切な施設なんだから、やりますというんですね。やるよといったって、この13事業をそっくりやるんですか。財源はどうするんですか。今、このほかに広域ごみ処理施設建設問題が勃発して、ここ四、五年の間には手をつけなきゃいけない。これは100億円とまではいかないけれども、それに近いような数字が出てくるかもしれない。そうなってくると、勝浦市は負担金が30億円ですよ。そのほかに小学校の耐震診断だって、いろんな問題がたくさん出てきます。そういう状況の中で、やるんだって言ったって、担保するものが何もないんじゃない、やるんだやるんだと言ったって、本当かねという感じなんですね。だから、やるんならやるように、もっときちっとした計画を立てるべきだと思う。

勝浦市が今、一番必要なのは、閉鎖しちゃってる文化会館と中央公民館、これはやらなきゃいけない。だけど、ほかの事業、これはみんな必要ですよ。勝浦市で必要でない事業なんか無い。財政が厳しくて、やるべきこともやらないで、後回しになっていった事業はたくさんあるんですから。だけど、単独でやるんだよといったときに、このほかの関連事業を全部、都市再生整備計画事業13事業を全部やるのか。そういうことは全く検討の外なのか。

今、民主党が何て言ってますか。霞が関の言いなりにならないよ、官僚の言うとおりにならないよ、政治主導だと。国土交通省が何言った、かに言ったって、どれだけ信憑性があるの。そんなのいつ廃止になっちゃうかわからない。私は民主党の肩持つわけじゃないけど、来年に向けてかなり厳しいあれでしょう。さらに事業仕分け作業が行われるでしょう。そうやってきたときに、このまちづくり交付金も今後どうなるかわからないでしょう。

まちづくり交付金で言っている、民間あるいは地方自治体にゆだねる。ゆだねられてどうするんですか。地方自治体といったって、都道府県から小さな村までいろいろある。だけど、これを地方自治体にゆだねるといったって、金くれてゆだねるんだったら、勝浦市はまず何はさて置いて文化会館と中央公民館を建てる。あとの13事業のうちの12事業は、もうちょっと待つという選択があり得る、そういう選択もできる。だけど、地方自治体にゆだねるといったって、どうやってゆだねるのか。財源も何も担保しないで地方自治体にゆだねるといったって、そんなのは空論ですよ。そんなの、皆さんがまともに信じているとは私はとても思えない。だから、もう少し地についた、多面的な検討がぜひ必要だろうと思う。これは政権がかわったばかりだから、政局がわからない。だから、これをちゃんとやらないと、本当の意味で市民のために必要なものなんだからやるんだというだけではだめで、本当に市民のためにやるようにならやるように事業を絞って、きちっとそれに担保するようなものも含めて検討して、いろんなケースを検討しながら、この事業に当たるべきだと考えるんですけども、この点については、どのようにお考えなのか、考え方を伺いたいと思います。

小学校施設の有効活用。これについては、よくわかりました。土地はそれなりにきちんとしている、勝浦市のものになっている。新戸小学校、あるいは行川小学校、全部、勝浦市の所有になっている。計画はまだはっきりしない。行川小学校については、郷土資料館的なものとして、またビッグひな祭りの会場として、さらには文化会館の代替施設として、当面、活用していくというようなお考えも示されましたし、長谷川グラウンドについては、少年サッカーチームが年間を通して活用しているし、今後もそういったスポーツ施設として活用していきたい。私は、こういう計画をお持ちなのは、それはそれで尊重しながら、十分、活用を図っていただきたいと、このように思うわけですが、名木小学校については地権者がいろいろあって、それぞれいわくがあって、確認書やそういう取り決めが行われています。

89の1、これは分筆して89の11になっていると。これは学校用地の中に入っている。旧89の1が2つに分筆されて89の11の部分が学校用地になっている。このうちの340坪は売買契約が成立して、金も払ってあるんだと、こう言ってますね。89の2、これも売買契約が成立して金も払った。だけど、この人たちには平成6年まで、全部、固定資産税払わせてますね。

もう一つ、89の11というのは校舎が建っている部分で、紅葉97の1がグラウンドなんですけれども、この89の11と97の1と、この中で340坪、市が買い取った部分の地境というのははっきりしてないと思うんですが、この辺については、いずれきちんと返す段階では整理されると思う

んです。ただ、97の1については、大正3年に条件付きの寄附だと。これは、これでよろしいと思うんですね。

89の11、これについては地権者から相続した5人との確認書があると。これは1,994平米なんだけども、このうちの一部、340坪、1,122平米を市が購入した。だけども、地境が明確ではない。残りの部分についてはグラント拡張の際の寄附行為というご答弁がありました。

いずれにしても、この97の1との地境の確定が必要であり、買い取った340坪をきちんと勝浦市のものとして、地境も確定して市の所有にする作業は残っていると思うんですが、いずれにしても、これは今後の課題になると思うんで、その辺については、当然、行政側が責任を持ってやってくれると思うんですが、その辺についての考え方について担当からお聞きしたいと思います。

通学路は、通学用地寄附に関する協定書が平成17年に交わされたということでもありますから、これは市長答弁のように、使用しなくなった場合には、この協定に基づいて返還する、そのようになろうかと思えます。

問題は、平成24年3月31日までに返還するといった部分、これは97の1と、あるとすれば、一部、89の11の中に入っているか入っていないか、地境確定してないからわからないと思うんですけど、いずれにしても、97の1と通学路、これは返す。このことははっきりしました。

これも97の1と通学路については、平成24年3月31日までに土地を耕して、農地として返すということですね。公共の施設を誘致する場合には、別途協議として話し合いの余地を残している。だけど、基本的には返すということなので、校舎を取っ払って畑にして返すということになりますから、あと1年と少ししかないですね。だから、これをどうするのかということは、確認書がありますから、返しますよというだけでは、それではいかがなものかなと思います。だから、学校用地の有効的な活用という点について、私はもう少し検討したほうがいいんじゃないかと思うんです。

聞くところによりますと、名木小学校跡地に福祉施設、特養施設の建設計画があるようです。仮にこれが本当であるとするれば、上野地区には公共的な施設もないし、特に、福祉施設であれば、市内の高齢化が進んで、待機の入所希望者を多く抱えている現状から見ても、そういうものがあれば積極的に誘致をしてもらいたいなど、そのように考えるわけでございます。

さらに、仮に100人規模の特養施設であれば、市内で生産される農産物や水産物、さらには若干なりとも雇用の拡大にもなるし、勝浦市の均衡ある発展という面からいうと、上野地区は公共的な施設は何もないじゃないかと、よく地元の人から言われます。そういう点から見ても、私は極めて理にかなったものであると思うんです。

ただ、平成24年3月31日までに返すとなると、あとせいぜい1年余りしかないんで、そのうちに誘致のめどが立たなければ、福祉施設に限らず、いろんな事業のめどが立たなければ、解体して返す計画、会計措置も含めて、こういう計画を進めざるを得ない。だから、そういう点で、時間的にはそれほど余裕のある話ではありません。

これは何と言っても、こういうことをやるためには、地域住民の理解、協力、何よりも確認書を取り交わしたこの人たちの理解と協力がなければ何もできない話で、私はこういうものがあるとするならば、時間が限られている話ですから、ぜひ、市としても誠意を持って相手方と協議をし、何とかうまい話に持っていけるような状況になれば、いいんじゃないかなと考える

ので、この辺も含めて、早急に市としてはこの問題を目鼻をつける。企業が入ってくる入ってこないは別にしましても、早く決着をつける、こういうことが必要だと思うんです。

というのは、こういう問題をずるずる先延ばししていると、全部つけが次の世代に回っちゃうんです。この問題は、大正時代からの話が今、出てきましたね。昭和30年代の話、これは藤平市政の話じゃないんです。前の話。前の人たちが、みんなつけを今に残しちゃった。その結果がこういう問題になってきている。だから、藤平執行部も同じ轍を踏んで、やばい問題は次の世代へ先送りするようなことはやめて、今の世代できちっと整理しなきゃいけないものは整理していただきたいなど、このように考えておるんですが、その点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋秀男君） 水野議員の質問中ですが、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野正美議員。

○15番（水野正美君） 次は、法定外公共物の適正管理の問題について、2回目の質問であります。

今、非常に詳細に答弁いただいたんですが、筆界特定書の内容の問題。これは筆界特定書の裁定によると、入り口の幅が3.5メートル、一番細いところが3.1メートル、これに対して現状は最短の幅が1.7メートル、市の主張である4.5メートルから5メートルというのは認められなかった。だけど、隣家の赤線、青線への占有は十分に認めた特定書の内容になっている。このように私は理解しているんですけども、これについてはどのように評価するんですか。市は4メートル50から5メートルと言ったんだけど、それは認められなかったけど、しかし、内容的には市民の占有、赤線、青線の占有が明確に認められているというふうに受けとめるんですが、その上で市民から提訴された損害賠償請求ですが、国家賠償法第2条の1項、これについては、市長の説明では建造物が十分に管理されてなくて、危険な状態になっている、そのことによって市民が被害を受けたということであれば、国賠法第2条1項に該当するかもしれないけれども、しかし、建物自体はそういう危険な建物ではなくて、そこに建物があることによって若干不便をこうむった程度では、国賠法の対象にはならないよということなんですね。私はそういうふう理解しています。

だから、問題は建造物の危険度、そして、その危険によって実際に被害が及んでいるか及んでないかであって、しっかりしたものが建っていれば、それはどこに建っていて、多少不便があっても、それは国賠法には抵触しないと、こういうのが一つの論点だと私は理解をしています。

原告が日常的にこうむっている不便さ、ないしは主張は、言ってみれば、道路部分や水路部分の安全性の欠如という面に起因する損害であるとは言いがたいということですから、そういうことだと思いますね。

もう一つ、これは市の財産である法定外公共物を不法に占拠しているかどうかについては判定してないんだからね、この裁判は。損害賠償の是非を判定してるだけなんです。

もう一つは、市長から事細かくご説明いただいたように、市は何もやってなかったわけじゃ

ないよと。市に国から譲渡された以降、たびたび測量や航空写真を撮って撤去を求める通告を関係者に行い、さらには関係住民に対して境界確認の事前説明を行うなどの取り組みを行って、最近では筆界特定制度を活用して筆界特定申請するなどして改善に取り組む措置を順次行って、これは放置しているとは言えない。こうした被告による対処の経緯について、格別、国家賠償法上、違法と評価されるような点は見受けられないということで、これは原告が敗訴となった。これは市側にとっては非常に重要で、喜ばしいと言っておかしいけど、名誉な判決になってよかったなということになるのかなと思います。

しかし、この筆界特定書が出てから、何をやってきたのかといたら、話し合いだけなんです。だから、この筆界特定制度の活用という部分では、これは私はいろいろ質問したときに、今度、法務省にこういうのができるから、これには法的制約力はないけれども、これを活用して住民に対して説明を行い、なお、議会で解決しない場合には、いわば法廷を活用することも含めて対応すると言ったんだけど、何回話し合ってもだめな相手に、法的拘束力もない筆界特定書を持ってきて、こうだから、ああだからといって、理解を求めるのはいいんだけど、それがだめだったらどうするのかという答えが全然出てない。先ほどの市長の第1回目の答弁も、説明しなかった。筆界特定書を持って説明に伺いましたというふうに言ってるんだけど、伺っただけで、それからどうするのか。もう1年になるんですよ。これが事柄が起きたのが平成15年で、今、平成21年だからもう6年。延々と長く続いて、しかも市は大枚の金を払ってやっているんで、ここでだめだった場合、どうするのか。住民に説明しても、なおかつ理解を得られない場合、どうするのか。このところについてご答弁をお願いしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。現在、進められました行政刷新会議の事業仕分けの中で、まちづくり交付金そのものが果たしてきちっと担保されるかどうかというものが非常に不透明、不透明になっておると。そういう状況を踏まえた上で、万が一、まちづくり交付金が交付されなかった場合、どのような形になるのかというご質問でございますが、もともとこのまちづくり交付金につきましては、（仮称）市民文化会館の建設に当たって、財政負担、まちづくり交付金として4割が見込まれるということで計画を進めてまいった経緯がございます。

その前提であるまちづくり交付金が万が一交付されないということになりますと、財政面から申し上げますと、都市再生整備計画そのものを見直してもらわざるを得ないというふうに思います。

ただ、市民文化会館、あるいは、現在の市民会館の解体も含めてでございますが、これは既に第4次実施計画でも平成22年度も重点事業の一つに掲げられておるものでございますので、これはまちづくり交付金の可否にかかわらず、重点的に行うべき事業だという認識は財政部門では持っておりますので、そういう面で新年度予算編成の中で、地方交付税等もまだめどがつきませんが、極力、そういう方向で予算編成として、最終的には市長、副市長のほうの判断をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。名木字紅葉89番地の11につきましては、1,994平米のうち340坪、約1,122平米を市が購入しているというわけでございますが、今後、元地権者と協議いたしまして、境界等を確定し、分筆等の作業を行ってまいりたいと考えております。

その後、平成24年3月31日までに名木字紅葉97番地の1、そして、名木字紅葉100番地及び101番地の間にあります通学路として使用していた土地とともに、返還に係る所定の手続等を行いまして、返還してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 名木小跡地の公共物の問題について。私は、かねてから地域のバランスある発展というものを考え、また、機会あるごとに、あるいは議会でも申し上げたかと思えますけれども、考えております。したがって、その跡地が公共的なものであって、地域の活性化に大いに役立つ、あるいは地域全体を挙げて雇用の問題、あるいは物品の購入の問題、そういうものを含めて効果が期待されるものであるという判断ができ得るならば、市としても積極的にその問題にかかわり合いを持っていく。そして、実現されるべきものは実現して、地域の皆さんの便宜を図る上でも、また勝浦市全体の発展のためにも必要であるという認識を持って対応していきたい、そう考えます。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今、議員のご質問の内容は、最終的には理解を得られない場合ということの内容ですが、若干、その前に筆界特定の関係等についてもお答えさせていただきます。

本案件につきましては、市がここを所有、管理いたしてから、そのまた以前から問題が発生しておりまして、市長答弁にあるように、市のほうもるる手を尽くしてまいったところでございます。

その中で、市もこの境界問題については、市の管理する道路、水路を主張すべく対応してまいりまして、その間に測量等も行った結果、公図等も検証し、幅5メートルほどが法定外公共物としてあるのではないかということから、それを主張して筆界特定という制度を利用した中で特定をお願いしたところ です。

その結果、入り口で3.54メートルというふうな筆界特定官の判断が示され、これに基づいて、その後、地権者、周辺の土地所有者等と折衝してまいりました。筆界特定が示されたのに何もしていないではないかというふうなご指摘でございますが、私どもも筆界特定というものをどのように判断していったらいいのかということから、顧問弁護士にもこの筆界特定の結論を示しまして相談をさせていただきました。その結果、これは特に文書でもらっておりませんが、顧問弁護士の話では、筆界特定制度により決定は筆界特定官が決定したものであるもので、少なくとも裁判に匹敵するような内容であるというような話がございまして、そういうものを踏まえて土地所有者とこれまで折衝してきたところでございますが、かねてからのいろいろな個人的な意見もありまして、現在ではまだこの確定に至っていないのが現状であります。

国道から向かって左側の2軒については、ほぼ理解をしていただきました。自分の家がかかっていることも承知の上で、この問題については理解を示しています。ただ、右側の方は、市のやり方についての不満もかなりありまして、理解をしないというところでもございましたが、市長答弁でありましたように、少し時間をくださいということで、私どもも言うべきことは言っているし、筆界特定の判断についても話してあり、そのことについては理解を示しておりますが、自分たちの考え方について、もう少し整理をしたいということでありまして、今年度中に再度、話し合いをする。また、この議会が終わった後に、議会の中の話も実際しなけれ

ばいけないと思います。こういう問題が提起されているということも踏まえて、今後、この方についてはさらに話をしていきたいと、現在、そのように進めたいと思います。

しかしながら、それでも結論出ない場合、この先に延ばすのかといいますと、そうはなかなかできないと思います。長い時間をかけておりますが、最終的にはとにかくそれを説明した上で、お互いに理解をして持っていきたいのでありますが、最後には訴訟という、以前そういうこともやぶさかではないような市の答え方をしておりますが、この筆界特定については、訴訟をもし起こした場合は、非常に有力な証拠として裁判は取り上げるだろうということになっておりますので、その点については市の今後の努力ということで、市民と裁判するのは、どうしても決着がつかない場合のみを想定しておりますので、今後も話し合いをもってやっていくと。ただ、それはさほど時間をかけないでやっていきたいと考えています。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（高橋秀男君） 続きまして、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君） 議長のお許しを得ましたので、勝浦市の観光について、質問させていただきます。

今年も昨年以上に厳しい景気の悪化が続いております。デフレ傾向が進み、14年ぶりの円高と最悪な経済状況の中、勝浦市の財政も当然のごとく、長く低迷が続き、活性化をどこに見出したらいいのか、市長ならずとも難しい問題であります。即効性が期待される企業誘致にしても、このような現況下では非常に厳しい施策であると考えられます。

では、何か。やはり勝浦の状況を勘案しますと、どうしても観光に活路を見出すことが一番ではないかと考えます。もちろん、市長も就任当初からすべての資源を観光資源にをテーマに、観光面に力を注ぎ、市政運営を行ってきたと理解しております。

そこで、まず、市長にお尋ねいたしますが、観光基本計画に基づいて進められてきた勝浦市の観光の現状をどのようにとらえているのか、お聞かせください。

さて、観光資源は、海や山、湖等の自然資源と、史跡や年中行事、観覧施設等の人文資源と大きく2つに分類されるそうです。特に地域振興のための観光開発の立場から言えば、この観光資源の評価と発見が最重要課題と考えられております。

そこで私は江戸後期彫刻を観光資源として取り上げるべきだと考えます。波の伊八の師匠筋に当たる嶋村系の彫刻は、以前に本会議で紹介させていただきました。その後、市の文化財に指定され、西東京市との友好都市の橋渡しとしての役目を果たしてきましたが、残念ながら観光の面に関してはほとんど活用されておられません。隣の鴨川市、いすみ市は人足先に波の伊八の彫刻を観光面にアピールしております。本市でも、遅まきながら、そろそろ観光に活用する時期に来ているのではないのでしょうか。

たまたま、今年のひな祭りに、私どもの町内の空き店舗を利用して屋台彫刻の展示会を催したところ、有料にもかかわらず2,000人からの入場者がございました。神社、仏閣にある彫刻と違

い、本当に目の前で見ることのできる屋台の彫刻に、大勢の方々が感動してくれました。彫刻の話をするとうれやみがないので、この辺にいたしますが、この彫刻は勝浦市にとって昔から足りないと言われ続けている歴史、文化、芸術の集大成と言っても過言ではないでしょうか。

そこで提案ですが、観光客のだれでもが見られる展示会や屋台会館というものが、市街地にぜひ必要だと思います。しかし、財政状況を考えますと、すぐには難しい提案ではありますが、ぜひ、検討課題としていただくため、今後の中長期計画の中に取り上げていただくことはいかがでしょうか。彫刻でのまちおこしについての市長のご見解をお聞きします。

次に、現在、本市の観光の重要な位置づけを担っているひな祭りを初めとしたイベントについて伺います。このイベント効果により勝浦という地名がメジャーになったということは、万人が認めるところであります。各イベントとも大きな反響を呼び、成功裏に終われば、また多くの方がそのイベントに期待します。期待すればするほど、問題点も多く指摘されます。常に去年より今年、今年より来年と期待される重圧に挑む関係各課の苦労に敬意を表します。しかしながら、必ずぶつかる壁だと思いますが、やはり何年も続いて開催していくと、マンネリだ、やれ頭打ちだという声を最近よく耳にするのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

それから、市の最大のイベントであるひな祭りについてですが、来年から今の計画でいくと、平成24年まで3年間メイン会場の市民会館が使用できない状況になるわけですが、今までが素晴らしい観客動員を生んできたイベントだけに、市民もどのような感じになるのか不安げに感じているようです。確かにスケールダウンは免れないとは思いますが、市長はどのように考えておられますか、お聞かせください。

最後に、本市の観光の柱でもあります朝市についてであります。市でもその重要性を十分認識いただいているところでもあります。案内人の配置を初め、先日のまちづくり交付金による都市再生整備計画の説明でも、朝市を核にしたまちづくりを期待している様子が見えます。アクアラインの値下げの影響によるところが多いのかわかりませんが、特に日曜、祭日には多くの観光客がお見えになります。しかしながら、朝市終了とともに観光客の姿が消えてしまいます。朝市を目的にわざわざ本市を訪れてくれているにもかかわらず、よその観光地へのステップにすぎず、これが何とも残念なことで、この辺が駐車場の問題とともに、これからの最大の課題ではないでしょうか。できるだけ滞在時間を長くしていただくことが理想であります。この点についてのお考えをお聞きいたします。

そして、提案ですが、せっかく多くの観光客が朝市に来てくれているのですから、せめて日曜、祭日だけでも海中公園への送迎車を午前中までの間、二、三便出すことを検討してはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

最後に、昨年要望いたしました駅のエレベーターの件ですが、大原駅に先にできる話をお聞きしましたが、本市の観光にとっても大きなメリットがあるものですので、その後の経過についてお示しく下さい。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの八代議員の一般質問に対して、お答えいたします。

まず、第1点目の観光基本計画に基づいて進められてきた勝浦市の現状をどのようにとらえ

ているかというご質問であります。施策の基本的な方針といたしましては、特に年間を通じての観光資源の開発や観光施設の機能強化とともに、観光協会を中心とした観光産業に携わる人と行政が積極的に観光客の誘致を図るため、各種イベントの開催などにより、観光客の誘致等、魅力ある観光の振興に努めてまいりました。これからも市民の観光意識の高揚を図り、魅力ある観光地づくりを目指してまいります。

第2点目の歴史、文化、芸術を観光客のだれでも見られる展示館や屋台会館のようなものが必要であると思うが、今後の中長期計画に取り上げていくことはいかがかというご質問であります。歴史、文化、芸術を観光資源として活用すること、施策展開の方向として必要であると認識いたしております。

ご質問の屋台会館等の具体的な施設の設置については、現時点では考えておりませんが、観光資源としての機能を果たすものについて、今後、関係団体と協議し、考えてまいりたいと思います。

第3点目の彫刻での町おこしについての見解を申し上げますと、彫刻での町おこしにつきましては、広域観光ネットワーク等の市町と協力し、波の伊八や嶋村系等の彫刻を観光面でアピールし、また、イベント等で彫刻等を紹介し、町おこしに生かしてまいりたいと考えます。

第4点目のイベントも何年も開催していくとマンネリだ、頭打ちだという声を聞くが、どのように考えているのかのご質問でございますが、今年のコスモスフェスタは、TOTOプラテック株式会社勝浦工場のTOTOリモデルフェアと初の合同イベントを実行委員会が実施いたしましたところ、地元企業との交流等、地域の親睦が深まったイベントとなりました。

また、いんべやあフェスタ勝浦につきましても、国際武道大学黒潮祭などと協力し、イベントの充実を図っているところであります。

マンネリ化していくイベントをどう変えていくかは難しいことではあります。四季を通しての観客動員を生むには、イベントは重要な施策であると考えておりますことから、実行委員会によるイベント内容の見直しや、さらなる創意工夫を行いながら実施することが望ましいと考えます。

第5点目の市民会館が使用できない状況でのビッグひな祭りのスケールダウンは免れられないと思うが、どのように考えているのかのご質問でございますが、市民会館の閉館については、市民の皆さんにいろいろな面でご迷惑をおかけしておりますが、市民会館はビッグひな祭りの室内会場として最も盛大で重要な位置づけとなっておりますことは、十分承知しており、このたび、建物の老朽化等により、残念ながら閉館せざるを得なくなったところであります。

このような状況の中で次回のビッグひな祭りの実施については、今日まで実行委員会で広く検討され、新たな地区会場の設置や今までの会場の充実に努め、広範囲での展開により集客を図ってまいることとなりました。市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

第6点目の朝市終了後は、観光客の姿が消えてしまい、滞在時間が短いこと、また、駐車場の問題についての課題をどのように考えているのかのご質問でございますが、朝市はもとより、他の周辺観光及び食の宣伝等に努め、観光客の滞在時間の延長を図ってまいりたいと考えます。

また、朝市や各種イベント等での駐車場の必要性は認識しておりますが、周辺の土地利用状況等考慮いたしましても、具体的に大規模な駐車場候補地を設定するのが困難な状況にありま

すが、引き続き関係団体等と話し合い、駐車場の確保に努めてまいりたいと思います。

第7点目の日曜、祭日だけでも海中公園の送迎車を出すことを検討してはどうかというご提案についての見解を申し上げます。平成15年のビッグひな祭り期間中に市民会館から勝浦海中公園までの中型バスを1日5往復運行し、利用者の利便性を図った経緯があります。このときの1回のバス利用者は5人から6人程度でありました。なお、バスの運行につきましては、送迎に係る経費、実施期間等の問題がございますので、現在のところは考えておりません。

次に、勝浦駅のエレベーター設置についてであります。これまで議会等でいろいろとご意見をいただいていたところではありますが、現在、JRとこの設置について協議を重ねているところでもあります。このエレベーター設置につきましては、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法により1日当たりの乗降数が5,000人以上、これは高齢化率も含みますが、これらの駅については国3分の1、JR3分の1、自治体3分の1の負担により、平成22年度までにこの設置が義務づけられました。

JR千葉支社としましては、この基準による整備計画を最優先と考えており、平成22年度までに対象駅について100%設置を目指しております。残念ながら勝浦駅につきましては、1日当たりの乗降数が2,826人で、これに高齢化率1.438倍を加えても4,063人で5,000人に満たないため、この基準以下であり、対象駅とはなっておりません。

このバリアフリー新法が切れる平成23年度以降はどのような方針が整備を進めるかについては、今のところ、未定であるとのことではありますが、市といたしましては、エレベーター設置の必要性は十分認識しておりますので、今後もJRへ働きかけるとともに、財政状況を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁、どうもありがとうございました。市長の観光面に対する認識、そしてまた、数々の提案を含めてのお話でしたが、ほとんど了とすところなんですけど、まずエレベーターについては、昨年の議会でもご答弁いただきましたけど、財政面での問題が一番ネックになるということで、ただ、気持ち的には、市民にとっては重要な問題だということは市長も認識しているということ伺っています。ただ、先に大原にできたということで、大原のほうは再来年の3月には工事終了ということも聞いていますので、できるだけ早く、やる気を起こして計画してほしいという思いもあるんですが、やはり財政面がどうしても引っかかってくる。

その中でも屋台会館という大げさな名前を使っちゃったんですけど、まだ場所も規模もわからない中で、中長期計画の中に入れてほしいという勝手な要望なんですけど、とにかく彫刻というのは、今、波の伊八を出しましたけど、勝浦に存在している彫刻は波の伊八の師匠筋に当たるもので、世に出しても恥ずかしくない彫刻だと認識していますもので、勝浦の市街地にそういったものが核としてあれば、隣に丸議員いますが、大楠の菅原神社を初め、串浜、貝掛、名木、そして興津までいろいろ立派な彫刻がありますので、そういった彫刻に対する町おこしが十分可能な作品だと承知していますので、ぜひ、これから検討、研究していただいて、一歩でも二歩でも前進して、勝浦の観光面、また町おこしに尽力してくれるようお願いいたします。

海中公園の送迎ですが、私が言っているのは、市長が言ったのはマイクロバスの関係なんで

すけど、そんな大げさな部分じゃなくて、五、六人しか乗らないからという、そういうお答えもありますけど、せっかく日曜日、祭日、たくさん来ていただいているんで、そしてまた案内人もおりますので、協力していただいて、今日の海中公園の透明度がこういうものだ、今日の料金はこういうふうだということで、例えば予約していただいて、海中公園の普通の自家用車で結構ですから、簡単に迎えに来ていただけるようなシステムを、難しく考えるんじゃなくて、そういうとらえ方も検討していただければ、ありがたいと思います。

とにかく、勝浦にとって、何だかんだと言っても、まず観光面で活性化を図っていくのは、将来像としても絶対に必要なもので、とにかく観光が衰退しちゃ困っちゃうような状況は市長も理解していただいていると思うんで、とにかく関係各課にお願いいたしますけど、ひとつよろしく観光面で活性化を図る尽力を要望いたしまして、終了いたします。以上です。

○議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

## 散 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明12月10日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時00分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

### 1. 一般質問